

福井県報

第 1841 号
平成 19 年
6 月 1 日 (金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

告示

- 救急業務に係る医療機関の認定(丹南保健所)……………一
- 公有水面埋立の埋立権譲渡の許可(水産課)……………一
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出(同)……………一
- 平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可すべき皆伐面積の限度の公表(森づくり課)……………一
- 土地改良区の定款変更の認可(農村振興課)……………一
- 土地改良区の新たな事業施行の認可(同)……………一
- 都市計画の変更および関係図書の縦覧(都市計画課)……………一

公告

- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(商業・サービス業振興課)……………一
- 土地改良区の役員の退任(二件)(南越農林総合事務所)……………一
- 土地改良区の役員の就任(二件)(同)……………一
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)(都市計画課)……………三
- 平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施(建築住宅課)……………三

- 土地改良区の役員の退任(二件)(嶺南振興局)……………四
- 土地改良区の役員の就任(二件)(同)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受け
る調達契約に係る随意契約の相手方
の決定(警察本部情報管理課)……………五

公安委員会規則

※福井県道路交通法施行細則の一部を
改正する規則(運転免許課)……………五

告示

福井県告示第395号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、消防法(昭和23年法律第186号)第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 区分 救急診療所

2 名称 土川整形外科医院

3 所在地 越前市常久町8-1

4 認定年月日 平成19年5月18日

5 認定の有効期間 平成19年5月25日
平成22年5月24日

福井県告示第396号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定に基づき、公有水面埋立の埋立権譲渡を許可したので、同令第24条の規定により、その事件の要領を次のとおり告示する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 許可の日 平成19年5月24日

2 申請者の住所および代表者の氏名

譲渡人

福井県福井市大手3丁目100の1

福井市長 坂川 優

福井県福井市大手3丁目170の1

漁港管理者 福井県知事 西川 一誠

譲受人

福井県福井市大手3丁目170の1

道路管理者 福井県知事 西川 一誠

3 譲渡の理由

道路改良工事(地域連携推進(国道))による国道305号・越廻バイパス建設の為

4 譲渡面積

漁港管理者 福井県知事より道路管理者
福井県知事へ 112.53平方メートル

福井市長から道路管理者 福井県知事へ
5,537.30平方メートル

福井県告示第397号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認められたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

若狭三方加入区

福井県告示第398号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成19年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度(第2次分)を次のとおり公表する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

森林計画区	単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位：ha)
越前	坂井地区	水源かん養保安林	696.00
		土砂流出防備保安林	9.22
		干害防備保安林	0.92
	福井地区	水源かん養保安林	54.92
		土砂流出防備保安林	517.52
		干害防備保安林	19.84
	大野地区	保健保安林	0.88
		水源かん養保安林	84.54
		土砂流出防備保安林	1,952.44
	足羽川上流	土砂流出防備保安林	157.00
		干害防備保安林	5.32
		保健保安林	160.76
水源かん養保安林		436.08	
土砂流出防備保安林		21.26	
干害防備保安林		0.94	
日野川	保健保安林	26.52	
	水源かん養保安林	745.59	
	土砂流出防備保安林	9.74	
若狭	干害防備保安林	0.81	
	保健保安林	3.44	
	水源かん養保安林	1,648.13	
若狭地区	土砂流出防備保安林	23.25	
	干害防備保安林	17.34	
	保健保安林	92.60	

福井県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、平成19年5月21日付けで高浜土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、平成19年5月21日付けで高浜土地改良区の新たな事業（高浜地区維持管理事業）の施行を認可したので、同条第1項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

福井県告示第401号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年6月1日

福井県

上記代表者 福井県知事 西川

一誠

1 都市計画の種類

小浜上中都市計画道路 1. 4. 1号若狭縦貫自動車道

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

小浜市和久里44号鑑田、45号上縄手および46号茶ノ木ならびに木崎28号茶屋前、29号山ノ下、30号江田、33号五反田、34号馬淵、35号島田および44号木崎山の各一部

3 都市計画の図書の縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号
福井県土木部都市計画課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ライオンザ福井南店

福井市羽水2丁目802番 他9筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤスサキ

代表取締役社長 安崎 政士

福井市松城町1201番地1

3 聴取した意見の概要
なし

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・サービス業振興課

(2) 福井市大手3丁目10番1号

福井市商工労働部ワークレット戦略室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時30分まで

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月15日

に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
監 事 加藤 勉 越前市村国3丁目6-18

北畑 藤助 越前市馬上免町6-10

宇野啓治朗 越前市押田町2丁目7-15

白山安養寺土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月23日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 竹原 幸記 越前市安養寺町90-24

鶴野 章平 越前市安養寺町88-5

樟 久一 越前市安養寺町29-4

西田 正滋 越前市安養寺町38-17

上野 博 越前市安養寺町113-8

嶋田 亨 越前市安養寺町37-9

笹木主一郎 越前市安養寺町90-21

酒井 正信 越前市安養寺町89-2

竹下 真一 越前市安養寺町85-25

小山弥三郎 越前市安養寺町94-13

横山 一衛 越前市安養寺町82-17

監 事 稲場 茂 越前市安養寺町37-19

上野 直之 越前市安養寺町112-12

表利右エ門 越前市安養寺町27-14

龍ヶ淵土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月16日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
監 事 島中 孝 越前市村国3丁目3-2

田畑 周市 越前市国高3丁目10-26-4

上木 勝雄 越前市高木町54-10

白山安養寺土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月24日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
理 事 竹原 幸記 越前市安養寺町90-24

鶴野 章平 越前市安養寺町88-5

西田 正滋 越前市安養寺町38-17

笹木主一郎 越前市安養寺町90-21

上野 博 越前市安養寺町113-8

嶋田 亨 越前市安養寺町37-9

樟 久一 越前市安養寺町29-4

酒井 正信 越前市安養寺町89-2

竹下 真一 越前市安養寺町85-25

横山 一衛 越前市安養寺町82-17

監 事 笹木 一雄 越前市安養寺町87-9

稲場 茂 越前市安養寺町37-19

上野 直之 越前市安養寺町112-12

奥田 博一 越前市安養寺町116-26

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、あわら市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

地域地区（用途地域）

(2) 名称

嶺北部都市計画用途地域

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、あわら市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 都市計画の種類および名称

(1) 種類

都市施設（道路）

(2) 名称

嶺北部都市計画道路 7. 5. 8号

薬師通り線

2 縦覧場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県土木部都市計画課

平成19年度宅地建物取引主任者資格試験の実施について通知があったので、次のとおり公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による福井

県知事の委任に係る平成19年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成19年6月1日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 三澤 眞

1 試験の日時
平成19年10月21日（日）午後1時から午後3時まで

ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者（宅地建物取引業法施行規則第10条の5第6号にいう登録講習修了者。以下「登録講習修了者」という。）については午後1時10分から午後3時まで

2 試験の場所
試験申込み受付の際、指定する。

3 試験の内容

(1) おおむね次の事項について行う。
ア 土地の形質、地積、地目および種別ならびに建物の形質、構造および種別に関すること。
イ 土地および建物についての権利および権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地および建物についての法令上の制限に関すること。
エ 宅地および建物についての税に関する法令に関すること。
オ 宅地および建物の需給に関する法令および実務に関すること。
カ 宅地および建物の価格の評定に関すること。
キ 宅地建物取引業法および同法の関係法令に関すること。
ただし、登録講習修了者については、

前記アとオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令の適用期日

平成19年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法および出題数

(1) 4 肢択一式の筆記試験により行う。

(2) 5 0 問

ただし、登録講習修了者については、4 5 問とする。

5 受験資格

年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 受験申込み

(1) インターネットによる申込み

ア 試験案内の掲載

イ 掲載期間

平成19年7月2日(月) から平成19年7月17日(火) まで

(イ) 掲載場所

財団法人不動産適正取引推進機構

ホームページ (<http://www.reio.or.jp>)

イ 申込期間

平成19年7月2日(月) 午前9時30分から平成19年7月17日(火) 午後9時59分まで

ウ 申込方法

財団法人不動産適正取引推進機構

ホームページ (<http://www.reio.or.jp>) にアクセスし、受験申込画面において必要な事項(登録講習修了者については、登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)に記載されている登録講習機関の登録番号及び修了番号を含む)を入力する。

(イ) 写真ファイル(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景のものでJ P E G形式のもの)を添付する。

エ 受験手数料

7, 0 0 0 円

財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する(事務手数料は、本人負担)。

(2) 郵送による申込み

ア 試験案内及び受験申込書の配布

イ 配布期間

平成19年7月2日(月) から平成19年7月31日(火) まで。ただし、土曜日、日曜日および休日は除く。

(イ) 配布場所

社団法人福井県宅地建物取引業協会本部(福井市宝永4-4-3) および各支部

イ 申込期間

平成19年7月2日(月) から平成19年7月31日(火) までの日付けの消印があるものに限って受け付ける。

ウ 提出書類

イ 受験申込書(受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書をばったもの)

(イ) 写真 1 葉(平成19年4月1日以降に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4. 5センチメートルから5センチメートルまで、横3. 5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

(ウ) 登録講習修了者については、前記アとイに加えて登録講習修了者証明書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)を受験手数料7, 0 0 0 円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局または財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先

社団法人福井県宅地建物取引業協会

あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所および県庁に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

社団法人福井県宅地建物取引業協会福井市宝永4-4-3 福井県不動産会館(郵便番号910-0004)

電話 0776-24-0680

書(登録講習修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のもの)

エ 受験手数料

7, 0 0 0 円

受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局または財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込む(払込手数料は、本人負担)。

オ 郵送先

社団法人福井県宅地建物取引業協会

あて、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと。

7 合格発表

(1) 発表の期日

平成19年12月5日(水)

(2) 発表の方法

申込書配布場所および県庁に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

8 試験に関する問い合わせ先

社団法人福井県宅地建物取引業協会福井市宝永4-4-3 福井県不動産会館(郵便番号910-0004)

電話 0776-24-0680

福井 正三 〃 笹谷6-21

〃 松井 正憲 〃 広岡6-7

〃 国久 勇 〃 父子33-15-1

〃 武永 武雄 〃 野尻19-13-1

〃 小林 敏行 〃 山田9-2

〃 赤井 正雄 〃 本郷109-1

〃 猿橋 秀一 〃 本郷123-27

〃 永谷 隆幸 〃 本郷141-16

〃 小原 道孝 〃 岡田8-10

〃 時岡 淳之 〃 尾内35-11

〃 寺澤 繁夫 〃 大高94-47

〃 中間 松壽 〃 大高28-10

〃 荒木 照男 〃 本郷112-27-1

〃 小原 篤 〃 岡田5-6-10合併

〃 中谷 寅雄 〃 大高110-13

監 事 田中 源一 〃 神崎18-23

〃 永谷 幾男 〃 本郷121-4

〃 後 征一郎 〃 大島57-26

三宅土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理 事 池田 邦夫 〃 若狭町熊川34-26

〃 池上 勉 〃 新道42-9

〃 田辺 詠喜 〃 関67-9-1

〃 勢馬 卓雄 〃 飯屋40-9

〃 山本 久高 〃 飯屋33-15

〃 上村 作左衛門 〃 三宅43-7

〃 玉井 祐夫 〃 三宅58-4

〃 福永 久美夫 〃 三宅66-8

〃 水江 正一 〃 市場11-23-2

〃 松宮 寛 〃 井ノ口44-13-2

役員名 氏 名 住 所

理 事 盛下 孝徳 〃 おおい町安川4-14

〃 山口 征雄 〃 佐畑3-15

〃 中川 忠彦 〃 鹿野30-11

井ノ口 清隆	井ノ口33-4
三木 宏明	天徳寺35-9
河原 義市	天徳寺35-27
橋本 誠一	神谷25-34
田中 孝雄	神谷29-10
塚本 悟史	仮屋39-10
橋詰 藤治	三宅59-13-1
川端 茂夫	日笠72-13

おおい町土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成19年3月18日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

氏名	住所
盛下 孝徳	おおい町安川4-14
山口 征雄	佐畑3-15
中川 忠彦	鹿野30-11
下防 義雄	岡安11-11
松井 正憲	広岡6-7
国久 勇	父子33-15-1
浦松 一廣	野尻17-13
小林 敏行	山田9-2
赤井 正雄	本郷109-1
猿橋 秀一	本郷123-27
永谷 隆幸	本郷141-16
小原 好一	岡田5-29
時岡 淳之	尾内35-11
寺澤 繁夫	大島94-47
中間 松壽	大島28-10
福井 明美	笹谷40-30
小原 篤	岡田5-6-10合併
庄司 庫雄	大島56-10
杉谷 義次	石山15-6
永谷 幾男	本郷121-4

後 征一郎 大島57-26

三宅土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成19年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

氏名	住所
竹下 清太郎	若狭町熊川37-10
池上 浩幸	新道44-3
田辺 諒喜	関67-9-1
勢馬 卓雄	仮屋40-9
塚本 稔	仮屋35-9
辻 与志雄	三宅66-33
玉井 哲夫	三宅59-25
玉井 実	三宅63-5
玉井 茂博	市場15-2
松宮 寛	井ノ口44-13-2
井ノ口 清隆	井ノ口33-4
三木 宏明	天徳寺35-9
河原 義市	天徳寺35-27
橋本 誠一	神谷25-34
田中 孝雄	神谷29-10
橋 茂樹	仮屋34-11
橋詰 藤治	三宅59-13-1
藤谷 有市	日笠7-15

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則(平成7年福井県規則第82号)第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成19年6月1日

福井県知事 西川 一誠

1 随意契約に係る特定役務の名称および数量

- 福井県警察情報管理システムカーナビ装置等機器貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県警察本部警務部情報管理課

福井県福井市大手3丁目17番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成19年4月1日

4 随意契約の相手方の名称および住所

NECリース株式会社福井営業所

福井県福井市大手2丁目7番15号

5 随意契約に係る契約金額

63,776,506円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当するため

公安委員会規則

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成十九年六月一日

福井県公安委員会

委員長 松浦 正則

福井県公安委員会規則第十号

福井県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福井県道路交通法施行細則(昭和四十三年福井県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の三中「大型自動車」の下に「中

型自動車」を加える。

第十六条第十二号中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

第十七条第一項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に、「安全運転管理者等選任(解任)届出書(別記様式第九号)二通」を「安全運転管理者にあつては安全運転管理者に関する届出書(様式第九号)二通」を、「副安全運転管理者にあつては副安全運転管理者に関する届出書(様式第九号の二)二通」に改める。

第十八条中「第七十四条の二第五項前段」を「第七十四条の三第五項前段」に、「別記様式第九号の二」を「様式第九号の三」に、「別記様式第九号の三」を「様式第九号の四」に改める。

第十九条中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に、「別記様式第九号の四」を「様式第九号の五」に、「安全運転管理者等解任命令書(様式第九号の五)」を「安全運転管理者等解任命令書(様式第九号の六)」に改める。

第三十四条の二の見出しを「(大型車講習等)」に改め、同条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「普通車講習」を「大型車講習等」に、「普通車講習受講申請書」を「大型車(中型車・普通車)講習受講申請書」に改め、同条第二項中「普通車講習」を「大型車講習等」に、「普通車講習受講申請書」を「大型車(中型車・普通車)講習受講申請書」に改め、同条第三項中「普通車講習」を「大型車講習等」に改める。

第三十四条の三の見出しを「(大型二輪車講習等)」に改め、同条第一項中「掲げる」を「規定する」に、「大型二輪車講習」を「大型二輪車講習等」に、「大型二輪車講習受講申請書」を「大型二輪車(普通二輪車)講習

大 通	大 特	大 自	大 自	小 特	原 付	けん 引	大 型	大 型	普 通	大 特	けん 引
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------

や

大 型	中 型	大 自	大 自	小 特	原 付	けん 引	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引
--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	---------

にちる。

様式第21号中

第一種免許						第二種免許						仮免		
大 通	大 特	大 自	大 自	小 特	原 付	けん 引	大 型	普 通	大 特	けん 引	大 型	普 通	大 特	けん 引

や

第一種免許						第二種免許						仮免			
大 型	中 型	普 通	大 特	大 自	大 自	小 特	原 付	けん 引	大 型	中 型	普 通	大 特	けん 引	大 型	普 通

にちる。

様式第21号の二および様式第21号の

三を次のように改める。

様式第21号の2 (第34条の2関係)

大型車(中型車・普通車)講習受講申請書 福井県公安委員会 様				住 所 氏 名 生年月日	年 月 日 年 月 日生
講 習 日 時	年	月	日	時	
教 習 所 名					
講 習 の 種 別	・ 大型車講習 ・ 中型車講習 ・ 普通車講習				
手 数 料 (証紙および付欄)					

様式第21号の3 (第34条の3関係)

大型二輪車(普通二輪車)講習受講申請書 年 月 日		
福井県公安委員会 様 住所 氏名 生年月日 年 月 日生		
講習日時	年 月 日	時
講習所名		
講習の種類別	・ 大型二輪車講習 ・ 普通二輪車講習	
手数料 (証紙ちよう付欄)		

様式第二十一号の四および様式第二十一号の五を削る。
 様式第二十一号の六中「(第34条の6関係)」を「(第34条の4関係)」に改め、同様式を様式第二十一号の四とし、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第21号の5 (第34条の5関係)

旅客車講習受講申請書			
		年	月
		日	
福井県公安委員会 様			
住所氏名			
生年月日 年 月 日生			
講習日時	年	月	日 時
講習所名			
講習の種類別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大型旅客車講習 ・ 中型旅客車講習 ・ 普通旅客車講習 		
手数料 (証紙ちよう付欄)			

様式第21号の6 (第34条の6関係)

応急救護処置講習受講申請書			
		年	月
		日	
福井県公安委員会 様			
住所氏名			
生年月日 年 月 日生			
講習日時	年	月	日 時
講習所名			
講習の種類別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護処置講習(一) ・ 応急救護処置講習(二) 		
手数料 (証紙ちよう付欄)			

様式第二十二号の七中

普通 ・ 白二 ・ 原付

を

・ 普通 ・ 大白二 ・ 普白二 ・ 原付

に改める。

様式第二十二号の十中

「大型」を「大型」
「中型」を「中型」
「大型二」を「大型二」
「中型二」を「中型二」

改める。

様式第二十二号の十一中

「大型」を「大型」
「中型」を「中型」
「大型二」を「大型二」
「中型二」を「中型二」

改める。

様式第二十二号の十二を削る。

様式第三十六号を次のように改める。

様式第36号 削除

附 則

この規則は、平成十九年六月二日から施行する。

平成十九年六月一日印
平成十九年六月一日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一九―〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一
福井県坂井市春江町中庄六一―三三

福井県
(株)エクシート

☎ 五五六七八番